医療制度と健康づくり

医療保険制度

国民健康保険制度

問い合わせ先　国保年金課　こくほ資格係　☎5608-6121・6122
国保年金課　こくほ給付担当　☎5608-6123

国保（国民健康保険）は、病気やけがをしても安心してお医者さんにかかれるよう、加入者みんなで日ごろからお金を出し合い医療費に備える制度です。

●対象となる方

他の保険制度（勤務先の健康保険や後期高齢者医療制度など）に加入していない方や、生活保護を受けていない方

●国保で受けられる給付

国保に加入していると、医療機関にかかったときに2～3割の自己負担で医療を受けられるほか、さまざまな給付が受けられます。

●自己負担の割合

自己負担割合は年齢と所得で異なります。





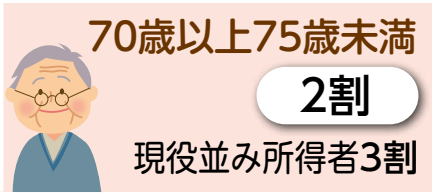

70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から資格確認書を医療機関に提示するかマイナンバーカード（健康保険証利用登録済のもの）で確認を受けることにより、決められた自己負担割合で医療を受けられます。（75歳の誕生日当日からは、後期高齢者医療制度の対象となります。）

●医療費が高額になったとき

1か月に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額療養費」として支給されます。

ただし、入院時の食事代、差額ベッド代、保険外診療分などの費用は含みません。



後期高齢者医療制度

問い合わせ先 国保年金課　長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当　☎5608-6192

75歳以上の方および65歳以上で一定の障害があると広域連合から認定された方は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになります。

●対象となる方

●75歳以上の方　【対象となる日：75歳の誕生日当日から】

●65歳から74歳までで一定の障害がある方（区に申請し、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方）
【対象となる日：認定を受けた日から】

75歳になる方は、後期高齢者医療制度へ自動的に移行するため届け出は必要ありません。

●後期高齢者医療制度で受けられる給付

後期高齢者医療制度に加入していると、医療機関にかかったときに1割・2割・3割の自己負担で医療を受けられるほか、さまざまな給付が受けられます。

●自己負担の割合

割合は、住民税課税所得に基づき毎年判定します。

●現役並み所得の方　3割

●一定以上所得のある方　2割

●一般の方　1割

●医療費が高額になったとき

自己負担限度額（月額）を超えて一部負担金を支払った場合、超えた金額をお返しします。
ただし、入院時の食事代、差額ベッド代、保険外診療分などの費用は含みません。

医療費を上手に使いましょう

医療費はみなさんが病院窓口等で支払う一部負担金のほか、みなさんが納めている保険料や税金で賄われています。健康の保持に努め上手に医療費を使いましょう。

①重複受診や頻回受診は控えましょう

②医師を信頼し、指示を守りましょう

③家庭医を持ちましょう

④定期的に健康診断を受けましょう



健康診査

申込み・問い合わせ先 **すみだ けんしんダイヤル　☎5608-1599**
受付時間：月曜日～金曜日の午前９時～午後６時（祝日・年末年始を除く）
※聴覚障害のある方等は、FAX 6862-6571

毎年１回、健康診査を行っています。
受診票が届いたら、区内の実施医療機関で受診してください。ねたきりの方には、医師が訪問して診査できる場合があります。

●対象となる方

◆特定健康診査（無料）
●墨田区国民健康保険に加入している、40歳から74歳までの区民の方
※受診日時点でも墨田区国民健康保険に加入している必要があります。
※社会保険などに加入している40歳から74歳までの方（扶養されているご家族を含みます）は、各医療保険者が行う特定健康診査等を受診してください。

◆75歳以上の健康診査（無料）
●後期高齢者医療制度に加入している75歳以上（申請し一定の障害があると認定された方は65歳以上）の区民の方

◆生活習慣病予防健康診査（無料）
●生活保護等を受給している40歳以上の区民の方など
●年度途中で医療保険を変更した方や転入した方など、医療保険者の実施する健診の受診機会がない40歳以上の区民の方（事前に申込みが必要）

◆若年区民健康診査（有料：500円）
●16歳から39歳までの区民で、定期的な健康診査を受診する機会がない方（事前に申込みが必要）

がん検診

申込み・問い合わせ先 **すみだ けんしんダイヤル　☎5608-1599**
受付時間：月曜日～金曜日の午前９時～午後６時（祝日・年末年始を除く）
※聴覚障害のある方等は、FAX 6862-6571

区では、区民の方を対象に年間を通じて各種がん検診を行っています。なお、各検診は年度内に1回のみ（胃がん検診（胃内視鏡検査）・子宮頸（けい）がん検診・乳がん検診は2年度に1回のみ）受診可能です。各検診の実施時期、対象等の詳細は、墨田区のお知らせ（区報）や区ホームページ等をご覧いただくか、「すみだ けんしんダイヤル」までお問い合わせください。

◆胃がん検診（胃部エックス線検査）（無料）
●対象となる方　40歳以上の区民の方　●検診方法　バリウムによる胃部エックス線検査

◆胃がん検診（胃内視鏡検査）（1,500円）※生活保護等の受給者は無料
●対象となる方　50歳以上の区民の方　●検診方法　胃内視鏡（胃カメラ）による検査

◆大腸がん検診（400円）※生活保護等の受給者は無料
●対象となる方　40歳以上の区民の方　●検診方法　便潜血検査２日法（検便）

◆肺がん検診（無料）
●対象となる方　40歳以上の区民の方　●検診方法　胸部エックス線検査、一部喀痰（かくたん）検査

◆子宮頸がん検診（無料）
●対象となる方　20歳以上の女性の区民の方　●検診方法　視診・頸部細胞診

◆乳がん検診（無料）
●対象となる方　40歳以上の女性の区民の方　●検診方法　マンモグラフィ

救急医療情報キットの配布

問い合わせ先

すみだ保健子育て総合センター
横川5-7-4
保健計画課　データ活用推進担当
☎5608-1305

緊急時や災害時に駆け付けた救急隊などが迅速かつ適切な救急活動を行えるよう、「救急医療情報キット（下写真）」を配布しています。このキットはかかりつけ医療機関や服薬内容等の医療情報、緊急連絡先などを記入した情報シートと、保険証の写しなどを専用の容器に入れ、ご自宅の冷蔵庫で保管していただくものです。緊急時に備え、ぜひご活用ください。

※区が指定した薬局の窓口で配布しています。対象薬局についてはお問い合わせください。

●対象となる方

健康に不安を抱えている方

●救急医療情報キットの配布場所

・区内の薬局
・高齢者みまもり相談室

●費用　無料



緊急時に必要となる情報を記載したキットを冷蔵庫に入れておくと、急病などでしゃべれなくても、救急隊などにあなたの医療情報（病歴やかかりつけ医等）を伝えることができます。

※救急隊員などは、玄関扉の内側、冷蔵庫の扉に貼ってあるシールを目印にキットを取り出します。

在宅高齢者訪問歯科診療

問い合わせ先

すみだ保健子育て総合センター
横川5-7-4
健康推進課　地域保健担当
☎5608-1462

歯科医院への通院が困難な、介護を必要とする高齢者の方を対象に、歯科医師会の協力を得て訪問歯科診療を実施します。

●費用　保険診療の自己負担分

歯科健康診査

問い合わせ先

すみだ けんしんダイヤル　☎5608-1599
受付時間：月曜日～金曜日の午前９時～
午後６時（祝日・年末年始を除く）
※聴覚障害のある方等は、FAX 6862-6571

歯と口を健康に保ち、全身の健康を維持・増進するために歯科健診を実施しています。歯科健康診査票が届いたら、区内の実施歯科医療機関で受診してください。

●対象となる方

①成人歯科健康診査
20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の区民の方
②後期高齢者歯科健康診査
75歳・77歳・79歳・81歳・83歳・85歳の区民の方

●費用　無料



訪問リハビリサポート事業

申込み・問い合わせ先

(事務局) 東京都リハビリテーション病院
堤通2-14-1　☎3616-8399
すみだ保健子育て総合センター
横川5-7-4
保健計画課　データ活用推進担当
☎5608-1305

リハビリ専門職がご自宅に訪問し、利用者に合わせたリハビリプログラムを作成しフォローアップします。

※介護保険や医療保険でのリハビリを優先。

●対象となる方

●区内在住の方
●自宅でのリハビリ継続が可能な方

●費用　無料

●利用期間　6か月間

療養資金の貸付

問い合わせ先

地域福祉課　地域福祉担当　☎5608-6151

病気やけがで療養したとき、その医療費の支払いに必要な資金を無利子でお貸しします。

●対象となる方

●墨田区に引き続き1 年以上住所のある方
●健康保険に加入している方
●特別区民税を滞納していない方
●決められた所得額以下の方

●貸付の対象及び限度額

①一部負担金・食事負担金・差額ベッド料

限度額：合計90 万円まで
※連帯保証人　1 名必要

②高額療養費

限度額：なし
※墨田区国民健康保険から支給見込のある方が対象です。

●病院の請求書をもとに計算します。

在宅療養リハビリサポート事業

申込み・問い合わせ先

(事務局) 東京都リハビリテーション病院
堤通2-14-1　☎3616-8399
すみだ保健子育て総合センター
横川5-7-4
保健計画課　データ活用推進担当
☎5608-1305

リハビリ専門職がご自宅に訪問し、在宅療養での介助方法や、生活環境などの改善をサポートします。

●対象となる方

●区内在住の方
●要介護３～５の方
※介護保険や医療保険のリハビリを優先

●費用　無料

●利用期間　6か月間

食生活講習会

問い合わせ先

すみだ保健子育て総合センター
横川5-7-4
健康推進課　地域保健担当 ☎3622-9165

食生活についての正しい知識の普及を目的として、各種テーマを設定して開催します。

●開催回数　3回開催予定
●開催場所　すみだ保健子育て総合センター
●対象となる方　区内在住者・在勤者
●定　　員　テーマにより先着25人程度
●費　　用　無料

区民健康体操「すみだ花体操」

問い合わせ先・貸し出し場所

すみだ保健子育て総合センター
横川5-7-4
健康推進課　地域保健担当 ☎5608-8514

運動習慣を身につけていただくための区民健康体操「すみだ花体操」の出前講座やDVD等の貸し出しをしています。

●費用　無料